

(準用)
第六十三條 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十一条の三まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三條第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第六十二條並びに第六十三條において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八條、第二十条から第二十三條まで、第二十四條の二、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條から第三十一条の三まで、第三十四條、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで及び第五十八條」と読み替えるものとする。

(準用)
第六十三條 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三條第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第六十二條並びに第六十三條において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八條、第二十条から第二十三條まで、第二十四條の二、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條、第三十一條の二、第三十四條、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで及び第五十八條」と読み替えるものとする。

第十三條 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 後 改 正 前

(記録の整備)

第九条 (略)
 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

(記録の整備)

第九条 (略)
 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一・二 (略)
 三 第十七条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 四 第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 五 第三十三條第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

一・二 (略)
 三 第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 四 第三十一条第二項の苦情の内容等の記録
 五 第三十三條第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録

第十一条 (略)
 2・3 (略)
 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第十一条 (略)
 2・3 (略)
 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)
第二十七條 (略)
 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(協力医療機関等)
第二十七條 (略)
 2 (新設)
 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)
第二十七條 (略)
 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(協力医療機関等)
第二十七條 (略)
 2 (新設)
 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(傍線部分は改正部分)

3| 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければならない。

4| 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7| (略)

2| (揭示)
第二十八條 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員
の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項
（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これ
をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができ
る。

3| 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
（職員配置の基準）

第三十七條 (略)

2 (略)
3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、
当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職
務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事
することができる。

4~7 (略)

(電磁的記録等)

第四十條 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この
省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図
形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下
この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するもの
を除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2| (略)

(揭示)

2| (揭示)
第二十八條 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員
の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を
揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、
かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代える
ことができる。

(新設)
（職員配置の基準）

第三十七條 (略)

2 (略)
3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、
当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職
務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施
設等の職務に従事することができる。

4~7 (略)

(電磁的記録等)

第四十條 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、
この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、
図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以
下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するも
のを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

改正後	改正前
<p>附則 (軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 第六条 (略) 2 5 4 (略) 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 6 5 11 (略) (軽費老人ホームB型の職員配置の基準) 第十四条 (略) 2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 3 4 (略)</p>	<p>附則 (軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 第六条 (略) 2 5 4 (略) 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 6 5 11 (略) (軽費老人ホームB型の職員配置の基準) 第十四条 (略) 2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 3 4 (略)</p>
<p>(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正) 第十四条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>	
<p>(構造設備の基準) 第六条 (略) 2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第三十四条第二項及び第四十五条第五項において同じ。)が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 5 三 (略) (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 5 4 (略) (管理者による管理) 第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。若しくはサテライト型居住施設(同令第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう)の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(構造設備の基準) 第六条 (略) 2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第四十五条第五項において同じ。)が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 5 三 (略) (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 5 4 (略) (管理者による管理) 第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。若しくはサテライト型居住施設(同令第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう)の職務に従事することができるものとする。</p>